

脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 脱温暖化地域構造改革事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

なお、この要綱の細部については、環境省地球環境局長が別に定める脱温暖化地域構造改革事業費補助金取扱要領(以下「取扱要領」という。)によるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地方公共団体が行う地球温暖化対策事業に対し、必要な経費の一部を国が補助することにより、地方公共団体による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、地方公共団体が行う地球温暖化対策を目的とした事業のうち、バイオマスを利用した新しいエネルギー供給・利用システム等で以下に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。ただし、現に他の目的の国庫補助制度の対象となる事業は交付の対象から除くものとする。

(1) 畜産廃棄物のメタン発酵による公共施設等への利用事業

畜産廃棄物をメタン発酵することによりメタンガスを取り出し、電気や熱等に変換し公共施設等において利用するための設備やシステム等の整備事業

(2) 生ごみのメタン発酵による公共施設等への利用事業

生ごみをメタン発酵することによりメタンガスを取り出し、電気や熱等に変換し公共施設等において利用するための設備やシステム等の整備事業

(3) 木質バイオマス等の利用促進事業

間伐材や廃材のボイラー燃料等としての利用、又はその他のバイオマスの有効利用を促進するための設備やシステム等の整備事業

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。この場合の額は消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とする。

(1) 第3条各号の事業ごとに別表1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる基準額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容は別表2を参照すること。

(2) (1)により選定された額と、事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、1/2を乗じた額とする。ただ

し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付決定額の下限)

第5条 補助金の交付額を算定した結果、交付額が5,000千円に満たない場合は、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業の内容について、次に掲げる事項を変更(取扱要領に定める軽微な変更を除く。)しようとする場合には、様式3による変更承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(ただし、アの補助事業の内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、補助事業の内容の変更手続きをもってこれに代えるものとする。)

(2) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、様式4による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式5により環境大臣に報告してその指示を受けなければならない。

ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日(補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。)後2か月以内である場合は、この限りではない。

(4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまでは、様式7による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 環境大臣の承認を受けて前項に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫へ返納させることがある。

(6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的運用を図らなければならない。

(7) 補助事業の実施に当たっては、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式8による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合は、様式10により速やかに環境大臣に報告しなければならない。

なお、環境大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を毎年度別途指示する期日までに環境大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 補助金の交付決定後に事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、様式2による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第9条 環境大臣は、第7条及び第8条の規定による申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了又は廃止したときは、その完了した日又は廃止の承認を受けた日から1カ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式6による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(事業の繰越)

第11条 補助事業は、当該年度内に完了しなければならない。

ただし、交付の決定後止むを得ない事情のため、年度内に事業を着手し、竣工の見込みがなくなった場合は、様式9による報告書を作成し、これを当該年度の3月10日までに環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。

(提出書類の経由)

第12条 補助事業者が都道府県以外の場合は、第6条、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定により環境大臣に提出する書類は、都道府県知事を経由してこれを行わなければならない。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第7条、第8条及び第10条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣に申請し、その承認を得たものをもってこれに代えることができる。

(附則)

この要綱は平成14年4月1日から適用する。

別表 1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
第3条(1)に掲げる事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、事務費、並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	環境大臣と協議して承認を得た額
第3条(2)に掲げる事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、事務費、並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	同上
第3条(3)に掲げる事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、事務費、並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	同上

別表 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。
		直接経費	工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、水道光熱電力料(工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、機械器具損料(工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)をいう。
		(間接工事費) 共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用

事務費	付帯工事費	現場管理費 一般管理費	<p>(2) 準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>(3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>(4) 技術管理に要する費用</p> <p>(5) 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>設備整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>	
	機械器具費	土地造成費 搬入道路等工事費 門、囲障等工事費	<p>補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。</p>	
	旅費及び庁費		<p>工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費（賃金、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費及び備品購入費）をいう。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>	

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6 . 5 %
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %

様式 1

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業費補助金
交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱（平成14年4月25日環地温第101号）第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 . 国庫補助申請額 金 円也
- 2 . 補助金所要額調書（別紙1）
- 3 . 補助金所要額内訳及び事業計画書（別紙2）
- 4 . 年度別事業計画書（別紙3）
- 5 . 歳入歳出予算書（見込書）抜粋（別紙4）

(別紙1)

補助金所要額調書(総括表)

(単位:円)

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄付金等の 収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基 本額 (G)	補助率 (H)	国庫補助所要 額 (I)	備考
第3条第 1号に掲 げる事業											
第3条第 2号に掲 げる事業											
第3条第 3号に掲 げる事業											
計											

- (注) 1. 事業区分欄には、交付要綱別表1に掲げる事業区分を記載する。
2. 寄付金等の収入額とは、寄付金、賛助金、協賛金等これに類するものをいう。
3. (A)欄には、事業に要するすべての経費を記載する。
4. (D)欄には、交付要綱別表に掲げる補助対象経費の支出予定額を記載する。
5. (E)欄には、環境大臣と協議し、承認を得た額を記載する。
6. (F)欄には、(D)と(E)を比較していずれか少ない方の額を記載する。
7. (G)欄には、(C)と(F)を比較していずれか少ない方の額を記載する。
8. 各欄の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだものであること。

(別紙2)

補助金所要額内訳及び事業計画書

事業名				地方公共団体名		
担当部課名	(担当 :			電話番号		
事業の内容・目的						
事業の効果						
事業の期間						
補助対象事業費の所要額積算	費目	総事業費(円)	補助対象外事業費(円)	補助対象事業費(円)		
	本工事費					
	付帯工事費					
	機械器具費					
	その他					
	・					
	・					
	事務費(旅費及び庁費)					
合計						
財源内訳	区分	金額(円)	国庫補助金積算	区分	金額(円)	
	国庫補助金 I			総事業費 A		
	収入額等 B			収入額等 B		
	一般財源			差引額 C=A-B		
	その他			補助対象額 D		
合計			基準額 E			
地球温暖化防止に関する「実行計画」等の策定状況		無・有		選定額 F=Dor E		
(計画の名称)				基本額 G=CorF		
「実行計画」等における当該事業の位置づけ		無・有		補助率 H	1/2	
				補助金 I = G * H		
その他関連事項				事業に対する他の国庫補助	無・有 (制度の名称)	
				予算成立状況	成立・成立見込	
				予算成立時期	平成 年 月 日	
添付書類	1. 工事費内訳 2. 事務費内訳 3. 関係図面 4. 現況写真 5. その他					

(注) 1. 本計画書は、事業毎に別様とする。
2. 各欄の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだものであること。

(別紙3)

年度別事業計画書

事業名 _____

(単位：円)

	事業内容	補助対象事業費	補助対象外事業費	総事業費
全体事業計画				
過年度実施済事業				
当該年度実施予定事業				
平成 年度以降実施予定事業				

- (注) 1. 本明細書は、事業ごとに別葉とする。
2. 事業内容欄には、補助対象事業と補助対象外事業とを区分して記載する。

(別紙4)

平成 年度 歳入 歳出 予算書 (見込書) 抜粋

(地方公共団体名:)

(歳入)

款 項 目	節	予 算 現 額					附 記				
		当 初 予 算 額	追 更 予 算 額	加 正 額	繰越事業費 財源充当額	計	うち国庫補 助金相当分	事業区分	事業区分	事業区分	計
								予算現額	予算現額	予算現額	予算現額
計		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(歳出)

款 項 目	予 算 額				流 用 増 減 額	予算現額		附 記					
	当 初 予 算 額	追 更 予 算 額	加 正 額	前年度繰越事業費 繰越額		うち国庫補 助金相当分	計	うち国庫補 助金相当分	節	事業区分	事業区分	事業区分	計
									予算現額	予算現額	予算現額	予算現額	
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	計	千円	千円	千円	千円	
								うち国 庫補 助金相 当分					

(注) 1. 歳入、歳出において事業区分が複数にわたる場合は、附記欄に事業区分ごとに節の内訳を記載する。(別紙でも可)
 2. 当該年度の内示があった全ての事業費を記載する。

様式 2

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業費補助金
変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業を下記のとおり変更したいので、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 . 国庫補助変更申請額 金 円也
- 2 . 変更内容
- 3 . 変更理由

(注) 1 . 1 の金額欄の上部に () 書きで当初交付決定額を記載する。
2 . 添付書類は様式 1 のそれぞれに準じて変更部分について作成すること。添付書類のうち補助金所要額内訳及び事業計画書 (別紙 2)、これに添付する工事費内訳及び事務費内訳については、変更部分を 2 段書きとし、上段に () 書きで変更前の数値を記載する。

様式 3

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業
(計画・経費配分)変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業を下記のとおり(計画・経費配分)変更したいので、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由

- (注) 1. 経費の配分の変更の場合には、「1. 変更内容」欄に経費毎の変更後の基本額を記載することとし、上部に()書きにより当初の基本額を記載する。
2. 添付書類は様式1のそれぞれに準じて変更部分について作成すること。添付書類のうち補助金所要額内訳及び事業計画書(別紙2)、これに添付する工事費内訳及び事務費内訳については、変更部分を2段書きとし、上段に()書きで変更前の数値を記載する。

様式 4

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 . 事業名

2 . 中止（廃止）の理由

3 . 中止（廃止）後の措置

様式 5

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業
完了期日変更報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記事業について、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱第6条第3号の規定により指示を求めます。

1. 事業名

2. 完了予定期日

	自	年	月	日
変更前				
	至	年	月	日
変更後	至	年	月	日

3. 変更を必要とする理由

(注)具体的に記載する。

4. 事業の実施計画

(注)事業の進捗状況を示した工程表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付する。

様式 6

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業費補助金
事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業に係る実績について、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 . 国庫補助精算額 金 円也
- 2 . 補助金精算額調書 (別紙 1)
- 3 . 補助金精算額内訳及び事業実績書 (別紙 2)
- 4 . 歳入歳出決算書 (見込書) 抜粋 (別紙 3)

(別紙1)

補助金精算額調書(総括表)

(単位:円)

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄付金等の 収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経 費 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基 本額 (G)	補助率 (H)	国庫補助所 要額 (I)	国庫補助交付 決定額 (J)	国庫補助受 入額 (K)	差引過不足額 (L)=(J)-(I)
第3条第 1号に掲 げる事業													
第3条第 2号に掲 げる事業													
第3条第 3号に掲 げる事業													
計													

- (注) 1. 事業区分欄には、交付要綱別表1に掲げる事業区分を記載する。
2. 寄付金等の収入額とは、寄付金、賛助金、協賛金等これに類するものをいう。
3. 各欄の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだものであること。

補助金精算額内訳及び事業実績書

事業名		地方公共団体名	
担当部課名	(担当 :	電話番号	
事業の内容・目的			
事業の効果			
交付決定年月日・番号			
事業費収支精算		事業費支出内訳	
総事業費 (精算額) A	円	国庫補助基本額(事業費) I (C)	円
控除額 (精算額) B	円	工 事 費	円
国庫補助基本額 (精算額) C (A -	円	本工事費	円
補助率 D	/	付帯工事費	円
要国庫補助額 (精算額) E (C *	円	機械器具費	円
交付決定額 F	円		円
受入額 G	円	事務費	円
差し引き過 不足額 H (F	円	事務費補助限度額 K	円
工 事 内 訳			
区 分			計
契約年月日			
当初設計額			
当初請負額			
精算設計額			
精算請負額			
検査年月日			
添付書類	1. 工事費内訳 2. 事務費内訳 3. 契約書の写(直営の場合は支出証拠書の写) 4. 竣工検査書の写 5. 竣工写真 6. 関係図面 7. その他		

(注) 1. 本計画書は、事業毎に別様とする。
2. 各欄の額は、消費税及び地方消費税相当分を含んだものであること。

(別紙3)

平成年度歳入歳出決算書(見込書)抜粋

(地方公共団体名:)

(歳入)

款項目	節	予 算 現 額					収 入 済 額		不 納 欠損額	収 入 未済額	収入予算額に比し収入済額の差 (は 減)		附 記					
		当 初 予算額	追 加 更正 予算額	繰 越 事業費 相当額	計	うち 国庫補 助金相 当分	うち 国庫補 助金相 当分	うち 国庫補 助金相 当分			うち 国庫補 助金相 当分	事業区分		事業区分		計		
												予算 現額	収入 済額	予算 現額	収入 済額	予算 現額	収入 済額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計																		

(歳出)

款項目	予 算 額				流用 増 減額	予 算 現 額		支 出 済 額		翌年度繰越 事業 費		不 用 額 うち 国庫補 助金相 当分	附 記							
	当 初 予 算 額	追 加 更 正 予 算 額	前年度繰越事業費 繰越 額	うち 国庫補 助金相 当分		うち 国庫補 助金相 当分	うち 国庫補 助金相 当分	うち 国庫補 助金相 当分	うち 国庫補 助金相 当分	節	事業区分		事業区分		事業区分		計			
											予算 現額		支出 済額	予算 現額	支出 済額	予算 現額	支出 済額	予算 現額	支出 済額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
													計							
													うち 国庫補 助金相 当分							

- (注) 1. 歳入、歳出において事業区分が複数にわたる場合は、附記欄に事業区分ごとに節の内訳を記載する。(別紙でも可)
 2. 予算現額については申請時の額を、収入済額には実際に収入のあった額を、また支出済額には実際に支出した額を記載する。
 3. 繰越事業がある場合は「繰越事業のある初年度」分と「繰越事業の繰り越された年度」分に分けて作成する。

様式 7

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業費補助金
財産処分等承認申請書

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業費補助金により取得した財産等
について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、
担保提供）をしたいので、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱
第 6 条第 4 号の規定により申請します。

記

1 . 事業名

2 . 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供)をしよ
うとする財産等

(単位：円)

財産等の 種 類	財産等の 名 称	数 量	取得価格		取 得 年月日	残存価格	
			単価	金額		単価	金額

3 . 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付け、担保提供)を必要
とする理由及びその方法

様式 8

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業費補助金調書

(地方公共団体名 :)

環境省所管

(単位 : 円)

国			地 方 公 共 団 体										備 考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額		

- (注1) 1. 事業区分が複数にわたる場合は、各事業区分ごとに分けて記載し、その事業区分を「備考」欄に記載する。
 2. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載する。(項:環境省 目:環境保全調査等補助金)
 3. 「地方公共団体」の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載する。
 4. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載する。
 5. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載する。
 6. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下段に国庫補助金額を内書()をもって付記する。
- (注2) 請負契約その他の契約を締結したときは 予定価格見積調書又はこれにかわるべき書類、 競争公告又はこれにかわるべき書類、 入札書及び入札経過調書又はこれにかわるべき書類、 契約書又はこれにかわるべき書類(工事請負契約書には当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。)等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。

環境大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度脱温暖化地域構造改革事業費補助金
完了予定期日変更及び繰越報告書

国庫補助事業名				事業費					
				補助基本額		補助率		国庫補助額	
				円				円	
事業着手年月日	国庫補助指令済額	補助金受入状況		補助金繰越予定額					
		受入済額	受入予定額	計					
	イ 円	円	円	円	円	イ - 円	円		
3月31日まで事業費支払確定予定額の算出基礎						ホ	事業完了予定期日		
ハ 事業支払義務確定額			ニ 事業費支払予定額	ハ + ニ 3月31日まで事業費支払確定予定額	ホ	事業費繰越予定額			
支払済額	支払義務額	計	円	円	円	現申請 今回申請			
円	円	円	円	円	円	円			
事業費支払予定額年度別内訳									
費目	工種	当初事業内容		当該年度支払確定予定額		翌年度繰越予定額		摘要	
		規模及び構造	金額	数量	金額	数量	金額		
			円		円		円		
繰越の由									
その他の事項									

- (注) 1. 「事業費」、「国庫補助指令済額」、「補助金受入状況」、「補助金繰越予定額」、「3月31日まで事業費支払確定予定額の算出基礎」及び「事業費繰越予定額」は、消費税及び地方消費税相当額を含む。
2. 「受入予定額」とは、3月31日までの事業費支払確定予定額に相当する補助額から「受入済額」を控除した額をいう。
3. 「事業支払義務確定額 ハ」とは、補助対象事業が既に完成された分（法律上の給付行為）に対する事業費の支払済額及び支払義務額（現在までの支払義務確定額）をいう。
4. 「事業費支払予定額 ニ」とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込のある事業に要する費用をいう。
5. 「事業費繰越予定額 ホ」とは、「補助基本額」から3月31日までに事業費支払確定予定額を控除した額をいう。
6. 「事業費支払予定額年度別内訳」の記載事項については、補助金交付申請書（様式1）の補助金所要額内訳及び事業計画書（別紙2）の該当部分を記載する。
7. 本報告書提出後、繰越額確定計算書作成までの間に繰越額の変動があった場合は、速やかに訂正のうえ提出すること。

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業について、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱第6条第8号の規定により次のとおり報告します。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく
額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

脱温暖化地域構造改革事業費補助金取扱要領

第1 補助の基本方針

補助の対象となる事業は、脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱の定めによるほか、次によるものであること。

- (1) 当該事業が地球温暖化防止を明確な目的としていること。
- (2) 当該事業の実施により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減・抑制効果が顕著なものと認められること。
- (3) 当該事業の実施が、他の地方公共団体の行う地球温暖化防止の取組への波及効果が高いと認められること。

第2 補助事業の実施主体

補助事業の実施主体は、以下の地方公共団体の長とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 特別区
- (4) 地方公共団体の組合

第3 補助事業の対象となる公共施設等

この補助金の交付の対象となる公共施設等とは、地方公共団体の施設、設備、車両であって環境省地球環境局長が認めたものに限るものとする。

第4 内容の軽微な変更

補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる内容の変更をしようとするときは、環境大臣の承認を要しないものとする。

本工事費、附帯工事費及び機械器具費において、施設の位置、規模又は構造に著しい変更を生じないもので、かつ工種の追加のない場合

第5 経費の配分の軽微な変更

補助金の交付の決定を受けた後における経費の配分の変更であって、次に掲げるものにあつては、環境大臣の承認を要しないものとする。

- (1) 各事業区分内における個別事業相互間における、いずれか低い方の事業費の2割以内の流用
- (2) 本工事費、附帯工事費、機械器具費の相互間並びに庁費から旅費への流用であつて、流用先の経費の2割（当該流用先の経費の2割に相当する金額が10万円に満たないときは10万円）以内の変更
- (3) 附帯工事、旅費及び庁費から機械器具費または本工事費への流用
- (4) 旅費から庁費（食料費を除く。）への流用
- (5) 庁費内の細目の変更（但し、食料費の増額を除く。）

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。